

蒲郡市契約規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第29条まで 略                      (一括下請負の禁止等)</p> <p>第30条 略</p> <p><u>2 市長は、前項に規定する場合を除き、契約の相手方がその請け負った工事の一部を他人に請け負わせたときは、契約の相手方に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。</u></p> <p>第31条から第48条まで 略                      別表 略</p>	<p>第1条から第29条まで 略                      (一括下請負の禁止等)</p> <p>第30条 略</p> <p><u>2 契約の相手方は、前項に規定する場合を除き、その請け負った工事の一部を他人に請け負わせようとするときは、事前に市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、前項の届出について、その下請負が不相当であると認めるときは、契約の相手方に対し、その下請負の中止又は下請負者の変更を求めることができる。</u></p> <p>第31条から第48条まで 略                      別表 略</p>